

総務大臣
金子 恭之 様

記

「ふるさと納税制度」に関する要望について

先般、令和３年度のふるさと納税による特別区民税の減収額が、２３区合計で約５３１億円に達することが判明しました。これは、ここ７年間で約５８倍に膨らんでおり、看過できない状況となっています。

ふるさと納税制度は、平成２０年度税制改正により、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして、創設されました。

しかし、これまでの「個人住民税所得割の控除上限が所得割の１割から２割に拡大」、「ワンストップ特例制度の創設」、また、自治体間の過剰な返礼品競争が過熱し、返礼品を目的とした寄附が増加したことなどにより、特別区民税における減収額は、激増しました。

その後、返礼品を寄附額の３割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として減収額は増加しており、平成２８年度からの累計額は、ついに２，０００億円を超えました。

この結果、全住民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する住民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じること、一部の限られた自治体に寄附が集中する一方で、多くの自治体で返礼品の経費負担や減収に苦しんでいること、また、地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により補填（令和３年度は約２，３７９億円）されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因にもなっていることなど、制度の歪みが顕在化しています。

首都東京は、一貫して、我が国の政治・経済・文化の中枢として、日本を牽引してきました。その中心となってきたのが特別区です。こうした東京の役割を考慮せず、東京の地方財源を奪うふるさと納税制度による減収は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や中小企業・医療機関への支援策、生活保護費など、負担は増え続けている特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしています。

特別区は、引き続きその役割を担っていくため、膨大な公共施設の改築需要や都市機能を担う社会インフラの維持・更新等への対応を行う必要がありますが、このまま減収額の増加が続くと、財政運営が立ち行かなくなる恐れがあります。今こそ、制度を巡る様々な問題に対処するよう、抜本的な見直しを強く求めます。

- 1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「２割」から以前の「１割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。
- 2 ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入すること。
- 3 ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- 4 ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。
- 5 全国各地域と共存共栄の関係を構築するために、各地域との交流や協働事業など、自治体間の交流促進に対する財源措置を講じること。

令和３年１１月２５日

特別区長会会長
山崎 孝明